

2025年度「一橋大学法科大学院奨学金」応募要領

森・濱田松本法律事務所からの寄付及び法曹如水会解散時清算金の寄付に基づき、学業等に優れ、かつ経済的理由による修学困難な者に対し奨学援助を行うことを目的として、2022年度より「一橋大学法科大学院奨学金」が設けられました。

対象

2025年度に法科大学院に一般選抜で入学する者の中で、入学時の学業成績が優秀で、経済的理由により修学が困難な者

給付額

月額5万円を1年間（12ヵ月間）支給します。（返還を要しない「給付型」です。）
次年度の更新はありません。

この奨学金は、「本田正士記念奨学金」を除く他奨学金との併給を認めます。
（この奨学金と併願して「本田正士記念奨学金」に申請することは可能です。）

採用人数

2名以内

申請手続

申請希望者は「学内選考用奨学金申請書」に必要書類を添付のうえ、
2025年4月4日（金）17:15までに学生支援課奨学事業係に提出してください。

採用時期

5月上旬に採用者に連絡します。なお、採用者以外の者には連絡をしません。

選考方法

「一橋大学奨学生候補者推薦要項」に基づき、学生支援課奨学事業係及び法科大学院が学内選考（書類選考）を行ないます。

採用手続

採用者は、採用後速やかに振込口座の届出等所定の手続きをする必要があります。

交付

所定の手続きが完了した後、届出のあった口座に振込みます。

ただし、採用決定後、指定した期間内に所定の手続きをしない場合は、辞退したものととして奨学金の給付を取り消すことがあります。

廃止等

奨学生が次のいずれかに該当すると大学が認めたときは、奨学金の給付を廃止します。

- ア 休学、退学または除籍となったとき
- イ 疾病などのため学業の見込がないと認められるとき
- ウ 学業成績または素行が不良となったとき
- エ 停学、その他の処分を受けたとき
- オ その他、奨学生として適当でないと認められるとき

報告

奨学生は、奨学金受給終了後速やかに生活状況報告書及び学業成果報告書を提出する必要があります。

【本奨学金に関する問い合わせ先】

学生支援課奨学事業係（西キャンパス本館1階）

MAIL : scholarship@ad.hit-u.ac.jp